

・取消し処分者講習制度とは

取消し処分者講習制度とは、

運転免許の取消処分を受けた場合（初心者運転講習の不受講による取り消し処分を除く）欠格期間を過ぎ再び運転免許試験を受けようとするとき、また6ヶ月間を超える期間の運転の停止処分を受け、処分終了後再び運転をしようとするときには、過去1年以内に公安委員会が行なう「取消処分講習」を受講しなければなりません。

講習は免許再取得後の違反・事故を未然に防止することを目的とし、2日間（1日目 7時間、2日目 6時間）かけて行われます。

取消処分者講習を受講後に、講習終了証書（有効期間1年）が交付されます。

・初心者講習制度とは

初心者運転講習制度とは、免許取得後1年間は「初心運転者期間」とされ、違反や事故で基準点数（3点以上。ただし1回の違反で3点以上となったものは除かれます）に達した運転者に対し、公安委員会による「初心運転者講習」が行われます。

「初心運転者講習」は実技を含み、以下の内容で行われます。

普通・大型二輪・普通二輪免許 8時間（1日）

原付免許 4時間（半日）

この講習に受講義務はありません。

ただし、受講しなかった場合には、再試験が必要になります。

また講習後に「初心運転者期間」内に違反や事故で累積違反点数3点以上（ただし1回の違反で3点以上となったものは除かれます。）に達した運転者には、再試験が必要となります。

公安委員会からの再試験の通知以後1ヶ月以内に受けなかったか不合格になった場合には免許取消しとなります。

ただし、欠格期間はないので、取消後いつでも免許取得の試験を受けることができます。

また、以下の免許の条件に該当する場合は再試験を免除されます。

該当する免許を取得した日からさかのぼって6ヶ月以内に、「その免許より上位の免許」を取得していた場合。

該当する免許を取得した日からさかのぼって6ヶ月以内に、「その免許と同じ種類の免許を受けていた。」ことがあり、その期間が1年以上ある。

該当する免許を取得した日以降に、「その免許より上位の免許」を取得した者。

再試験＝運転者の技能と知識を確認するものであるため技能と学科の両方で、いずれも免許取得時のものとほぼ同レベルです。